

一合運米とそれより余社下用意をさせることとなるので、時期を失いた、  
 安藤、木村、富田の即時復讐、  
 此条條の免許証取上げ絶好及村か、  
 中今迄の歩合額を本給下繰入れろ、  
 整理を口実、する借銀引下げ、蔵首總村及村か、  
 夏期特別手當半日今出せ、  
 非常習的定裁プロカ、條田を叩き出せ、  
 全交通労働者は全場、日本交通の旗の下に戦へ！

5387  
 1513

勞紙第二五一七號  
 昭和五年八月四日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達 謙藏 敬  
 社會局長 長官 敬  
 各廳府縣長官 敬  
 東京地方裁判所 檢事 敬

京成電氣軌道株式會社ノ勞働爭議ニ關スル件 (第五報)

(1) 京成電氣軌道株式會社ノ勞働爭議ニ關スル件  
 會社ニ於テ六月三十日 安藤源治 以下 (1) 名ノ不協合ノ着アルニ依ルトノ理由ニ依リ  
 解雇シ臨時運轉手四名及改札人 信野八三十七名ヲ採用ス  
 (2) 六月廿日及廿三日ノ兩度勞務總務課長及交渉アリシルニ交渉點ヲ發見スルニ至リテ物列レトナル  
 (3) 六月廿日午後時廿分荒川行留場ニ於テ罷者第一至第六等乗客喜六等乗客係者ト認メラル  
 (4) 六月廿日午後時廿分荒川行留場ニ於テ罷者第一至第六等乗客係者ト認メラル  
 (5) 六月廿日午後時廿分荒川行留場ニ於テ罷者第一至第六等乗客係者ト認メラル